

平成29年9月15日

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取県東部広域行政管理組合

廃棄物等審議会

会長 道上 正規



一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について（答申）

平成29年8月7日付け発福第329号で諮問のあった一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について、本審議会において慎重に審議した結果、結論を得たので別紙のとおり答申します。



## 一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について

### (1) 一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第2条に規定する一般廃棄物の処理手数料は、次のとおりとすることが適当である。

#### ①処理手数料

現行の処理手数料（370円/10kg）を据え置く

#### ②適用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

#### ③理由

現行の不燃物処理手数料（直接持込ごみ分）は、維持管理費と建設費の償還元金及び利子の総額を負担していただくことを基本として設定している。

この度、手数料を審議するに当たり適用期間における収支及び不燃物の搬入量の見込み等を基に試算した結果、現行料金とほぼ同額であったため、据え置きとするもの。

### (2) 公の施設（因幡霊場）の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）第7条に規定する利用料金は、次のとおりとすることが適当である。

#### ①利用料金

加入市町（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町）の住民に係る利用料金は据え置き、加入市町以外の住民に係る利用料金は次のとおりとする。

区分	単位	加入市町の住民	加入市町以外の住民		
		(現行の料金)	利用料金	(現行の料金)	
人 体	大人	1体につき	(25,000円)	57,000円	(61,000円)
	小人	1体につき	(16,000円)	37,000円	(39,000円)
	死胎	1胎につき	(16,000円)	37,000円	(39,000円)
	改葬遺骸	1件につき	(16,000円)	37,000円	(39,000円)
	人体の一部等	1件につき	(19,440円)	45,360円	(48,600円)
畜類	1頭につき	(19,440円)	45,360円	(48,600円)	

## ②改定時期

平成30年4月1日

## ③適用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## ④理由

現行の因幡霊場の利用料金は、利用件数のほとんどを占める加入市町（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町）の住民に係る料金については維持管理費の8割を負担、加入市町以外の住民に係る料金については、維持管理費の全額に加えて建設費に係る経費の総額を負担していただくことを基本として設定している。

### <参考>

- ・加入市町の住民の利用 …全利用件数の約99%(平成28年度 3,960/4,050件)  
維持管理費の8割のみ負担
- ・加入市町以外の住民の利用…全利用件数の約1%(平成28年度 45/4,050件)  
維持管理費の全額、建設費の償還元金及び  
利子の総額を負担

この度、利用料金を審議するに当たり適用期間における収支及び火葬状況の見込み等を基に試算した結果、加入市町の住民に係る料金は現行料金とほぼ同額であったため据え置き、加入市町以外の住民に係る利用料金は現行料金に比べ減額となったため改定するもの。

## (3) 公の施設（白兔グラウンド・ゴルフ場）の利用料金

鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第7条に規定する利用料金は、次のとおりとすることが適当である。

### ①利用料金

現行の利用料金を据え置く  
(現行の利用料金)

区分		単位	利用金額
個人	子ども	1人1回につき	300円
	大人	1人1回につき	500円
団体	子ども	1人1回につき	240円
	大人	1人1回につき	400円
多目的広場貸切		1時間につき	1,000円
用具一式		1回につき	100円

## ②適用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## ③理由

現行の利用料金は、大人1人当たりの維持管理費の見込みを算出した額を参考にしつつ、近接他施設の料金と均衡を図ったうえで定めている。

この度、利用料金を審議するに当たり適用期間における収支及び利用者数の見込み等を基に試算した結果、現行料金より高額となったが、営利を目的としない高齢者等住民の健康増進施設であり、利用者に負担感を与えない利用料金設定が望ましいため、据え置きとするもの。

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会委員名簿

○=会長

区 分	役職名	氏 名
組合廃棄物等審議会条例 第3条第2項第1号委員 (学識経験のある者)	鳥取大学 名誉教授	○道上 正規
	公立鳥取環境大学環境学部環境学科 准教授	金 相烈
	岡山大学 名誉教授	田中 勝
同 第2号委員 (民間団体に属する者)	鳥取商工会議所 事務局長	林 浩志
	鳥取市消費者団体連絡協議会 副会長	広沢 京子
	鳥取市自治連合会 監事	田中 雅勝
	鳥取市連合婦人会 常任委員	山根 滋子
	岩美町自治会長会 会長	清水 博
	八頭町女性団体連絡協議会 副会長	山根 睦子
同 第3号委員 (公募による地域代表者)		芦谷 緑
		松本 光義
		手島 秀光
		矢部 博祥

＜鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会審議経過＞

日時・場所	審議内容
平成29年8月7日(月) 13:30～15:30 ・東部広域事務局 分庁舎2階	第1回鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会 (1) 一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について ①対象施設について ②処理手数料等の現状について (2) その他
平成29年9月7日(木) 10:00～12:00 ・東部広域事務局 分庁舎2階	(1) 一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について ①一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料） ②因幡霊場の利用料金 ③白兔グラウンド・ゴルフ場の利用料金 (2) その他